

(電子メール施行)
教体第1245号
令和2年6月8日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

6月15日以降の学校運営について

新型コロナウイルス感染症については、県内では、5月17日以降、近隣府県でもほぼ新たな感染が発生していないことから、既に通常授業としている他府県の状況等を踏まえ、6月15日以降の学校運営について、別添のとおり県立学校あてに通知しました。

つきましては、参照のうえ、下記の内容にも留意して、各設置者において対応するようお願いします。

記

- 1 児童生徒のきめ細やかな心のケアを行うこと
- 2 GIGA スクール構想、第2・3の感染に備えて ICT 環境の整備を進めること
- 3 熱中症に留意するため、児童生徒の状況に応じてマスクを着用しない予防対策に配慮すること
- 4 国の第2次補正予算に計上されている学校運営に対する支援対策を積極的に活用すること
- 5 学習指導員（地域人材）やスクール・サポート・スタッフを活用し、教職員の授業や消毒業務等の負担軽減を図ること